

絆

169 号



自由民主党

衆議院議員

桜田よしたか

日本！この国を強い国に！
～国・地域・家族を守る～



今話題の特定機密保護法案について

Q&A でお応えいたします！

☆そもそも、今の日本は本当に平和なの？

戦後 68 年が経過した日本国。日本人が戦地に赴き武器を取ることも、また日本が戦場になることもありませんでした。しかし、日本を取りまく世界の中には、必ずしも日本国憲法前文の「平和を愛する諸国民」の「公正と信義に信頼」することが適当であるか首をかしげざるを得なくなる事態が発生しております。今年秋の国会で何かにつけて話題となった「特定機密保護法案」ですが、今月号はこの法案について、近現代の日本の歴史と合わせて考えてみたいと思います。

☆昔も今も日本はスパイ天国

「戦後の日本はスパイ天国だ」という言葉を多くの皆さんがお聞きになったことがあると思います。日本の情報管理については、昔も今も情報を盗取しよう、またはうまく利用しようとする一部の人の行動が歴史的事実で明らかになっております。ゾルゲ事件はその一例です。

<ゾルゲ事件>

1941 年 10 月、ソ連のスパイとして日本に赴いたドイツの新聞記者であるゾルゲは、朝日新聞の尾崎秀実らと共謀して、日本の情報をソ連に流した理由により日本の警察に逮捕された。政権の中枢にまで入りこんでいた尾崎やゾルゲの存在に、当時の政府は大きな衝撃を受けました。



尾崎秀実（朝日新聞記者）



リヒャルト・ゾルゲ（スパイ）

ゾルゲがソ連に提供した情報は、独ソ戦において、決定的な役割を果たしました。「日本はソ連を攻撃しない」というこの情報は、当時のソ連にはのどから手が出るほど欲しい情報でした。

なぜならば、日本がソ連を攻撃する意図がないことが明確になれば、首都モスクワに迫るドイツ軍を前にして、スターリンはシベリアの部隊を安心してモスクワの増援として送り出すことができるためです。結果はともかくとして、この事件は日本はおろか世界史を動かしたほどの重大な事件でした。正に情報こそが国家の浮沈を握るのです。

ソ連はそれがよくわかっていました。

ヨシフ・スターリン



☆特定秘密保護法案について Q&A

(自民党政務調査会配布資料等を元に桜田事務所作成)

Q1. 特定秘密保護法案とは何ですか？

A. 我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものの保護に関して必要な事項を定めるものです。この法律は特定秘密の漏えいを防止し、国家と国民の安全を確保することを目的とします。

Q2. なぜ今、特定秘密保護法が必要なのでしょう？

A. 情報漏えいに関する脅威が高まっており、また外国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われているため、秘密保全に関する法制を整備することは喫緊の課題です。また、新たに設置される予定の国家安全保障会議の審議をより効率的に行うためにも秘密保全に関する法制が整備されることが重要です。この法律が施行されることで万が一、在アルジェリア邦人に対するテロ事件のような事件が将来発生した場合に外国の関係機関等から我が国に対して、秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることが期待されます。

Q3. 何が特定秘密になるのでしょうか？

A. 例えば、自衛隊の保有する武器の性能や重大テロが発生した場合の対応要領といった、国と国民の安全にかかわる重要な情報が特定秘密に指定されます。

Q4. 今よりも秘密の範囲が広がることはありませんか？

A. 現在、国家公務員法等において秘密とされている情報のうち、その漏洩が我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものが特定秘密とされることから、今よりも秘密の範囲が広がることはありません。

Q5. 特定秘密の指定や有効期間の延長が、恣意的に行われるのではないかと？

A. 特定秘密は法律の別表(注)に限定列挙された事項に該当するものに限って、大臣等が指定します。また指定が恣意的に行われることがないよう、外部の有識者の意見を伺いながら、政府において指定の運用基準を定めます。

(注) ① 防衛に関する事項 ② 外交に関する事項 ③ 特定有害活動の防止に関する事項 ④ テロの防止に関する事項

Q6. 有識者会議は統一基準作りに関与すべきではなく、個別の指定の適否も判断すべきではありませんか？

A. 個別具体的な特定秘密の指定は、専門的・技術的判断を要することから、行政機関がこれを行うことが適当であり、また、その漏洩が我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるという特定秘密の性質から、行政機関以外の第三者がこれを取り扱うことは適当ではありません。

Q7. 原発事故や TPP 交渉に関する情報は特定秘密になるのでしょうか？

A. 原発事故や TPP 交渉に関する情報は、本法案の別表のいずれにも該当せず、特定秘密の対象にはなりません。

Q8. 特定秘密に指定されると無期限に指定がなされてしまうのでは？

A. 原則として 30 年で特定秘密の指定が解除されるとの基本的な考え方の下、指定期間が 30 年を超える延長には内閣の承認を必要とし、行政機関のみではなく政府全体として指定を延長することの適否を判断します。これは、機微な情報の提供者を特定できる情報等特定秘密の中には、一律に 30 年で指定解除できないものもあり、指定の要否を個別具体的に判断する必要があるためです。また特定秘密の指定については、政府に於いて運用基準を定めることとしており、その中で可能な限り、指定期間の基準を示すことを検討します。

Q9. 適正評価とは何ですか？

A. 適正評価を受け、特定秘密を漏らす恐れがないと認められた職員のみが安全保障上の理由から特定秘密を取り扱うことができます。ただし大臣等は適正評価を受ける必要がありません。

Q10. 適正評価により、プライバシーが侵害されることはありませんか？

A. 適正評価の実施に当たっては、評価対象者の明示的な同意を必要とし、また調査事項(注)を法定していることから、法定された調査事項以外の個人情報を収集することはありません。

(注) ① 特定有害活動及びテロリズムとの関係 ② 犯罪及び懲戒の経歴 ③ 情報の取り扱いに係る非違の経歴
④ 薬物の濫用及び影響 ⑤ 精神疾患 ⑥ 飲酒についての節度 ⑦ 信用状態その他の経済的な状況

Q11. 家族や親せき、友人恋人まで調査対象になるのでしょうか？

A. 評価対象の家族と同居人について、氏名・生年月日・住所・国籍のみ調査します。

Q12. 個人の政治活動や組合、個人の思想・信条まで調べられるのではないのでしょうか？

A. 適正評価の調査事項は法律に規定する事項に限られており、政治活動や組合活動、個人の思想・信条は調査事項ではありません。

Q13. 公務員以外の民間企業の職員も広く適正評価の対象となるのでは

A. 民間企業の職員が適正評価の対象となるのは、防衛装備品を製作する企業等が行政機関と契約し、特定秘密の提供を受けたときのみです。また当該企業においても、特定秘密を取り扱う職員の範囲を明確に定めることとしており、適正評価の対象となるのは、限られた人となります。

Q14. 熱心に取材を行う新聞記者が処罰されるのでは？

A. 公務員に根気強く執拗に説得・要請を続けた場合でも、報道機関による正当な取材活動は処罰対象にはなりません。

Q15. 広く国民が処罰の対象となるのでは？

A. 本法案は特定秘密を取り扱う公務員等について、これを漏洩した場合の罰則を規定しています。ただし公務員等以外の者についても、暴力や窃盗等により特定秘密を取得した者や特定秘密を取り扱う公務員等をそのかして特定秘密を漏えいした者等は、本法案の処罰対象となりますが、この場合には特定秘密であることを知ってこれらの行為をする必要があります。したがってたとえば外国情報機関等に協力し、特定機密をあえて入手したような場合を除き特定秘密を取り扱う公務員等以外のものが本法案により処罰の対象となることはありません。

Q16. 一般市民には、何が「特定秘密」に指定されたかわからないので、知らない間に「特定秘密」を入手したことになりませんか？

A. 特定秘密はそれ以外の情報と区別されて厳格に管理され、その提供を受ける者も行政機関や契約した企業等に限定されている為、一般市民が知らない間に特定秘密を入手することはありません。また仮に、一般市民が知らない間に特定秘密を知ったとしても、これが本法に違反することはありません。

Q17. 国会議員の活動を制約するものではありませんか？

A. 本法案では、国会の秘密会等に特定秘密を提供することができる仕組み作りを盛り込むこととしており、本法案が施行されれば、国会の求めに応じ、本法案がなければ提供することができないと考えられる特定秘密の記録された行政文書についても、情報公開法に基づいて、開示・不開示が判断されます。

Q18. 特定秘密保護法案は情報公開の流れに逆行することにならないのですか？

A. 行政文章の開示・不開示は、情報公開法に基づいて判断されます。特定秘密の記録された行政文書についても、情報公開法に基づいて、開示・不開示が判断されます。

Q19. 違法行為を隠すために、これを「特定秘密」に指定した場合、内部告発できなくなるのではないですか？

A. 仮に違法行為を隠すために、その情報が特定秘密に指定されたとしても、このような指定は有効なものではなくこれらの事実について内部告発がされた場合、特定秘密の漏えいには該当せず、通報した者が処罰されることはありません。

Q20. 特定秘密と公文書管理法との関係は？

A. 公文書管理法との関係については、他の行政文書と同様に、歴史公文書等は特定秘密の指定が解除された後に国立公文書館等に移管されることとなります。

Q21. 本法案と併せて、情報公開法と公文書管理法を改正すべきではありませんか？

A. 情報の公開は行政が国民に対して説明する責務を果たすために重要なものであり、今後とも情報公開が適正かつ円滑に実施されるよう取り組んで参ります。また、閣議の議事録を作成し一定期間経過後に公開するための公文書管理法改正案については、閣議の在り方ともかかわる問題であるため、政府部内で必要な調整・検討を行った上で、提出することとしたいと考えております。

第 115 回 平成目安塾 新春セミナー

開催のお知らせ

今年も残り僅かとなりました。多くの皆様に支えられ、国政に復帰してから、早くも 1 年が経過しようとしております。

新年のご挨拶とともに、来年もさらなる飛躍の年にするべく第 115 回の平成目安塾を開催することになりました。

是非、皆様お誘い合わせの上、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

【日時】平成 26 年 1 月 10 日（金） 受付開始 17 時

セミナー 18 時～18 時 50 分 懇親会 19 時～20 時

【場所】マリアチャペルマリベール柏 千葉県柏市柏 233 旧玉姫殿

【会費】10,000 円

【セミナー講師】辻仲病院柏の葉 辻仲 康伸 院長

【セミナー内容】櫻田義孝との対談形式

【懇親会ゲスト】我孫子出身歌手 三令-mirei-



辻仲 康伸院長

会場の駐車場には限りがございますので、出来るだけ乗合をお願い致します。柏駅東口から会場までシャトルバスが運行されています。

我孫子出身
21 歳の歌手
三令さん



問合せ先 櫻田義孝柏事務所 04-7132-0881

党員募集のお知らせ

【入党手続き】桜田事務所までご連絡ください

【自民党員になると】2年間継続した党員は、自民党総裁選挙の有権者となります。また桜田義孝事務所より活動報告や行事案内をお送り致します。【党員種類】一般党員 年間 4,000 円 家族党員 年間 2,000 円

桜田義孝柏事務所

〒277-0814 柏市正連寺 3 7 4 TEL:04-7132-0881 FAX:04-7132-6456

桜田義孝国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 1117 号室

TEL: 03-3508-7381 FAX: 03-3508-3501

ホームページ <http://www.sakurada-yoshitaka.com/>

メールアドレス web@sakurada-yoshitaka.com

Twitter (ツイッター) <http://twitter.com/ysakurada>

☆メールアドレス登録で、櫻田からの耳より情報を配信いたします！上記アドレスまでご連絡ください！

